



死亡災害発生情報

1 発 生 年 月 日 令和2年7月27日 (月) 午前11時25分

2 発 生 場 所 東蒲原郡

3 事 業 の 種 類 機械器具設置工事業

4 現 場 労 働 者 数 4名

5 元 請 ・ 下 請 の 別 下請

6 発 注 者 地方公共団体

7 災 害 の 種 類 崩壊、倒壊

8 死 傷 者 死亡1名 女性 年令47歳 職種 一般作業員 経験年数 1年3月

9 発 生 状 況

本件災害は、ごみ焼却場の設備更新工事において、更新用装置として搬入された、高さ1.3m、長さ1.8m、幅0.95m、重量1.6トンの直方体状の製品(装置)を移動させるため2台の台車(縦0.75m、横0.5m)上に敷いた角材の上にこの製品を載せる作業中に発生したもので、

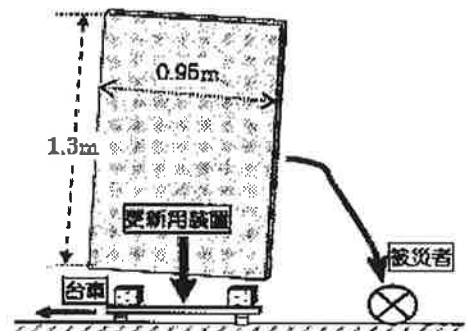
作業は製品を複数のチェーンブロックにより吊り上げ2台の台車上に降ろすもので、作業員4名が製品を保持していた。

製品を台車の角材上に載せた後、各チェーンブロックを緩め降ろし、チェーンブロックのフックを外し終えたところ台車が動き、製品が倒れ、作業員1名がその下敷きとなった。

令和2年建設業死亡災害件数

7月27日現在 4名

令和元年 同日現在 4名



10 コ メ ン ト

本件災害は、製品移動のため用意した2台の台車が製品に対して極めて不安定なものであったことと考えられます。

これら災害を防止するためには、事前に以下の災害防止対策を講じておく必要があります。

- ① 重量物等を取り扱う作業においては、その落下、転倒、倒壊等による危険を防止するための作業手順を定め、作業指揮者を選任し、この作業手順による作業を指揮させます。
- ② 作業手順においては、取り扱う重量物の形状、構造、重量、偏過重、作業内容等に応じ、使用する機械設備の選定、使用方法、人員の配置等を定めます。
- ③ 人員の配置については、重量物等の落下、転倒、倒壊の危険のおそれのある箇所には作業員が立ち入る事のないような計画とします。

本年5月2日に発生した死亡災害については、阿賀野市内の公道上で交通事故のため事例公表を差し控えております。

